

中 区 長 様

健 康 福 祉 局 長

生活保護法施行事務監査（特別監査）の実施について（通知）

標記について、貴区役所保健福祉総合センターに対し、堺市生活保護法施行事務監査実施要領第5の1の（3）に定める特別監査を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 監査の目的

貴保健福祉総合センターにおいては、生活保護法の施行事務に係る下記の事項について、実地において、具体的な検討を行い、生活保護の適正な運営が図られるよう、必要な是正改善の措置を講ずるための指導・援助を実施する。

2 監査の類型と監査事項

（1）監査の類型

特別監査

（2）監査事項

- ・生活保護の組織的運営管理の状況
- ・一時扶助決定に係る保護の決定実施の状況
- ・生活保護費の緊急随時払に係る運用状況

3 実施日

令和5年5月31日（水）及び令和5年6月1日（木）（2日間）

4 監査人員

一日あたり、5～8人（予定）

5 当日準備資料について

監査当日資料については、別紙を確認いただきご準備下さい。

健康福祉局生活福祉部
生活援護管理課 担当：蘆田、木寺
内線 3120・3110

堺市中保健福祉総合センター特別監査に関する依頼事項

特別監査実施日 令和5年5月31日（水）

- ※ 1 次の各項目について、資料（既存のものがあれば新たに作成していただく必要はありません。）等の準備のほか、当日ケースファイル、関係書類等のご準備をお願いします。
- ※ 2 資料の作成については、別添のリストの空欄を埋めていただき御提出ください。
- ※ 3 当日は時間の関係から挨拶等は実施せず、時間になりましたら直ぐにケース検討を実施します。会場の確保と書類の準備だけいただきましたら結構です。
- ※ 4 必要に応じて、担当者、担当係長、課長補佐、課長へのヒアリングを実施することがあります。業務との兼ね合いから可能な範囲で結構ですので、ご協力をお願いします。
- ※ 5 監査の講評は6月1日（木）の午前中に実施します。課長、課長補佐は必ずご出席ください。

1 生活保護の組織的運営管理の状況

【事前準備資料】

・別添のエクセルシート「帳票作成依頼対象者名簿」の空欄について、貴保健福祉総合センターで記載の上、令和5年5月29日（月）午前中までにご提出をお願いします。

【当日準備資料】

・特別監査におけるケース検討対象者は令和5年5月29日（月）中にお示しします。お手数ですが、対象者にかかる①ケースファイル、②令和4年度以降の査察指導台帳、③令和4年度以降に実施されたケース診断会議録を会場にご準備ください。

2 一時扶助決定に係る保護の決定実施の状況

【事前準備資料】

・特にありません。

【当日準備資料】

・特別監査におけるケース検討対象者は令和5年5月29日（月）中にお示しします。お手数ですが、対象者にかかるケースファイルを会場にご準備ください。

3 生活保護費の緊急随時払に係る運用状況

【事前準備資料】

・様式は任意で結構ですので、令和4年4月から令和5年4月までにおいて、生活保護の随時払が実施された事例について、随時払い日（決定調書上の日付）、支払い対象者、金額、支払いに係る生活保護上の費目を記載したリストのご提出をお願いします。また、リスト作成にあたっては、貴保健福祉総合センターにおける通常の随時払いの日以外に緊急的に随時払が行われた、いわゆる

「緊急随時払」が行われた日分かるように作成をお願いいたします。なお、作成期限は令和 5 年 5 月 29 日（月）中にご提出をお願いします。

【当日準備資料】

- ・特別監査におけるケース検討対象者は上記リストに挙げていただいた全ての対象者として。お手数ですが、対象者にかかるケースファイルをはじめ、保護の決定から支払いの過程において作成、受領した資料を会場にご準備ください。

生援管第 644 号
令和 5 年 6 月 20 日

中 区 長 様

健 康 福 祉 局 長

生活保護法施行事務監査（特別監査）の結果について（通知）

令和 5 年 5 月 31 日から令和 5 年 6 月 1 日の間に、貴区役所保健福祉総合センターに対して実施した生活保護法施行事務監査の結果は、下記のとおりです。

ついては、下記の事項について所要の是正改善に向けた措置を講じてください。

なお、本通知にて是正改善を指示した事項については、一定の期間経過後、着実に改善に向けた取組が実施されているか確認を行うための確認監査を実施する予定です。

記

1 「組織的運営管理体制の充実」について

今回の監査の結果、組織的なケース支援が実施されている事例が認められた一方で、①訪問頻度が極端に少ないことに加えケース記録の記述が乏しく、世帯の課題や問題点が不明であり、必要な支援が適切に行われていると判断できない事例、また、②査察指導台帳の記載が乏しく、かつメモのように使用されているものもあり、訪問調査の進行管理が行われていないだけでなく、現業員に指示した事項と事後の措置状況の確認ができていない事例、③査察指導員の業務実施状況について、課長補佐以上の職員による状況把握と必要な指導指示が行われた形跡がない事例が認められました。

ついては、次の点に特に留意し、それぞれの生活保護受給者に対し、適正に保護を決定し、最低生活を保障し、自立助長の指導・援助を的確に継続していくための組織的運営管理体制の充実を図ること。

ア ケースワークの経過などを適時記録に残すなど、適切な組織内での報告体制を整備すること。

イ ケースワークが適正かつ効果的に発揮されるよう、査察指導員は的確に査察指導を行うこと。

ウ 査察指導員の査察指導が機能するよう、課長補佐や課長が査察指導員の支援を適切に実施すること。

2 「一時扶助決定に係る適切な事務処理の徹底」について

今回の監査において、一時扶助費の支給事務について確認を行った結果、適切に事務処理が行われているものが認められた一方で、支給にあたり、保護費の支給要件に該当するかや、受給者がその費用の支払いを実際に行ったことの挙証資料等に

よる確認が不十分と疑われる事例が認められました。

については適正な保護の決定実施のため、次の点に特に留意し、適切に事務処理を行うこと。

ア 保護の実施要領等に基づく保護費の支給要件に該当するか、また、受給者がその費用の支払いを実際に行ったかを挙証資料等により確認の上、適切に事務処理を行うこと。

イ 保護の実施要領等に基づく事務処理が行われているか、適切にケース審査を行うこと。

ウ 組織的なケース審査を徹底するため、査察指導体制の見直し、改善などの取組を行うこと。

3 「適切な生活保護費の随時払に係る運用」について

今回の監査において、令和4年4月1日から令和5年4月30日までに支給された生活保護費の随時払のうち、あらかじめ定められた支払日以外に行われたいわゆる「緊急随時払」が行われたものについて、特に重点的に確認しました。

その結果、必要性の検討が十分でないにもかかわらず、緊急随時払を実施している事例が複数認められました。

生活保護費の支給事務を適正に行うためには、口座払を推進し、窓口払そのものを縮減すべきであるのは言うまでもなく、組織的な判断に基づかない理由で支払日を設定してはならないものであり、不適切な取扱であったと判断せざるを得ません。ただし、本事項については、令和5年4月以降の緊急随時払は行っていないことが認められており、現在の運用は適切に行われているものと考えます。

健康福祉局生活福祉部
生活援護管理課
担当 蘆田・木寺（内線 3120）